

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ダイセル		コード	4202
提出日	2021/6/2	異動（予定）日	2021/6/25	
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	野木森 雅郁	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	北山 禎介	社外取締役	○							△									有
3	八丁地 園子	社外取締役	○														○		有
4	浅野 敏雄	社外取締役	○										△						有
5	古市 健	社外取締役	○											○					有
6	市田 龍	社外監査役	○														○		有
7	水尾 順一	社外監査役	○														○		有
8	幕田 英雄	社外監査役	○											○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		野木森雅郁氏は、医薬品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主に中長期戦略の策定において留意すべき点、M&A戦略の考え方、買収防衛策継続の可否、資本政策や株主還元の方針、グループ企業の経営状況、内部監査や内部通報の状況などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
2	北山禎介氏は、2011年3月まで、株式会社三井住友銀行および同行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者でありました。同行は、当社の主要借入先であり、当社グループの同行グループからの借入は、当社グループの連結総資産の約3.3%であります。同氏が同行および株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行に携わらなくなってから約10年を経過していることから、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。	北山禎介氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主に中長期戦略の策定において留意すべき点、資本政策や株主還元の方針、人事制度のあり方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
3		八丁地園子氏は、金融機関やホテル経営を行う企業の経営陣として培われた知見と見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主に中長期戦略の策定において留意すべき点、M&A戦略の考え方、環境関連対応の投資、内部監査や内部通報の状況などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
4	浅野敏雄氏は、2016年3月まで、旭化成株式会社の業務執行者でありました。同社は、当社の製品販売先および原料仕入先ありますが、当社グループの同社グループに対する売上高は当社グループの連結売上高の1パーセント未満であり、また当社グループの同社グループからの仕入高は同社グループの連結売上高の1パーセント未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。	浅野敏雄氏は、化学品の製造・販売を行う企業の経営で培われた経営者としての見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主に中長期戦略の策定において留意すべき点、M&A戦略の考え方、新工場建設にあたって留意すべき点、人事制度の在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
5	古市健氏は、日本生命保険相互会社の業務執行者であります。同社は、当社の借入先であり、当社と保険契約がありますが、当社グループの同社グループからの借入は、当社グループの連結総資産の2パーセント未満であり、また当社グループの同社グループに対する支払保険料は同社の保険料等収入額の1パーセント未満であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。	古市健氏は、金融機関の経営で培われた経営者としての豊富な見識・経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、主にM&A戦略の考え方、海外子会社の資金調達に留意すべき点、株主還元の方針などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監督機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

6		市田龍氏は、会計および税務の実務家としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、また監査方針の策定をはじめとする監査役会における決議や協議にあたり、主に公認会計士および税理士としての専門的な観点から、各種開示書類の記載内容、M&Aにおける株式取得の方策、減損処理の会計上の考え方、中長期戦略の策定において留意すべき点、内部通報の運用などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監査機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
7		水尾順一氏は、CSR、コーポレートガバナンスおよび経営倫理等の研究者としての高度な専門的知識・見識および経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、また監査方針の策定をはじめとする監査役会における決議や協議にあたり、主に学識経験者としての専門的な観点から、内部通報制度の運用状況、ESG、SDGsへの取組み、当社行動規範の内容、中長期戦略の策定において留意すべき点、新たなワークスタイルなどについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監査機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
8	幕田英雄氏は、当社が法律上の助言業務を依頼している長島・大野・常松法律事務所に所属する弁護士であります。当社の同事務所に対する支払額は、同事務所の売上高の1パーセント未満であり、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすものではないと考えております。	幕田英雄氏は、法律家としての高度な専門的知識・見識および企業法務にかかわって培われた経験等に基づき、取締役会における重要な意思決定等に際し、また監査方針の策定をはじめとする監査役会における決議や協議にあたり、主に弁護士としての専門的な観点から、中長期戦略の策定において留意すべき点、M&A戦略の考え方、不祥事の再発防止策、人事制度の在り方などについて、公平および公正な見地で積極的に発言を行い、監査機能を十分に果たしております。また、「4. 補足説明」に記載の、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしております。これらのことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

4. 補足説明

<社外役員の独立性に関する基準>

当社において、「社外取締役または社外監査役（以下あわせて「社外役員」という）が独立性を有する」とは、「当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した存在であること」をいうものとする。

1. 当社および当社のグループ企業（以下「当社グループ」という）の業務執行者等（※1）ならびにその近親者等（※2）
 2. 当社グループを主要な取引先とする者（※3）またはその業務執行者等
 3. 当社グループの主要な取引先（※4）またはその業務執行者等
 4. 当社の大株主（※5）またはその業務執行者等
 5. 当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織（※6）の理事その他の業務執行者等
 6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（※7）（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者および過去3年間において所属していた者をいう）
- ※1：「業務執行者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および使用人等の業務を執行する者ならびに過去3年間において業務を執行していた者をいう。
- ※2：「近親者等」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および部門長等の重要な業務を執行する者の2親等内の親族をいう。
- ※3：「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ）であって、過去3事業年度のいずれかにおける当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※4：「当社グループの主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
- ①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度のいずれかの当社グループと当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の2%を超える者
- ②当社グループが借入れをしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう）であって、過去3事業年度いずれかの当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者
- ※5：「大株主」とは、当社の総株主等の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。
- ※6：「当社グループから一定額以上の寄付または助成を受けている組織」とは、過去3事業年度いずれかにおいて年間100万円を超える寄付または助成を受けている、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の組織をいう。
- ※7：「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家」とは、役員報酬以外に過去3事業年度いずれかにおいて、100万円を超える財産を得ている者、または当社グループからその団体の連結売上高または総収入額の2%を超える財産を得ている団体に所属する者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。